

平成 25 年度「健全化判断比率」「資金不足比率」の公表

— 北塩原村の財政運営は良好な状況です —

1 公表の趣旨

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の指標について、公表することが義務づけられています。

平成 25 年度の本村の各比率は、すべての指標（「早期健全化基準」「財政再生基準」及び「経営健全化基準」）で国が定める基準を下回り、安定した財政運営状況となっています。

村監査委員の審査を経て、9月村議会において報告した内容について、「別紙」のとおりお知らせします。

2 健全化判断比率、資金不足比率の用語説明

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率

一般会計を対象とした赤字額の標準財政規模（村が標準的な財政運営を行うために必要な収入）に対する比率

② 連結実質赤字比率

一般会計及び全ての特別会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率

※ 特別会計（国民健康保健事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計、特定環境保全下水道事業特別会計、簡易排水施設事業、農業集落排水事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計）

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する借金返済の額（元利償還金及び準元利償還金（一般会計から特別会計への繰出金のうち各会計における元利償還金に充てたとみなされる額等））の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率

算定基準日（平成 26 年 3 月 31 日）現在における将来負担すべき負債（地方債残高等の総額）の標準財政規模に対する比率

(2) 資金不足比率

企業会計（本村の場合、簡易水道事業、特定環境保全下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水施設事業の 4 会計が該当）における赤字額の営業収益（料金収入等）に対する比率

【問い合わせ先】

福島県耶麻郡北塩原村 総務企画課

電 話 0 2 4 1 - 2 3 - 3 1 1 1

F A X 0 2 4 1 - 2 5 - 7 3 5 8

E メール zaisei01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

平成25年度 北塩原村の「健全化判断比率」「資金不足比率」

【健全化判断比率】

(単位：%)

項目	北塩原村	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	黒字決算の ため該当なし	15.0	20.0
連結実質赤字比率	黒字決算の ため該当なし	20.0	30.0
実質公債費比率	11.4	25.0	35.0
将来負担比率	49.4	350.0	

【資金不足比率】

(単位：%)

対象特別会計の名称	北塩原村	経営健全化 基準
簡易水道事業費特別会計	黒字決算の ため該当なし	20.0
特定環境保全下水道事業特別会計	黒字決算の ため該当なし	20.0
簡易排水施設事業特別会計	黒字決算の ため該当なし	20.0
農業集落排水事業特別会計	黒字決算の ため該当なし	20.0